

## 公 告

下記の普通財産（土地）売払について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び広川町財務規則（平成 19 年規則第 10 号）第 92 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 1 月 27 日

広川町長 氷室 健太郎

### 記

#### 「建物等解体条件付き普通財産（土地）売払」入札要項

##### 1. 売却物件

###### （1）一般競争入札に付する売払い物件

所在地	地目	地積		最低売却価格 (円)
		公簿	実測	
広川町大字長延字地蔵ノ元 1033 番 2	宅地	132.62 m <sup>2</sup>	132.62 m <sup>2</sup>	1,772,320 円
広川町大字長延字北大道端 1022 番 4	宅地	8.18 m <sup>2</sup>	8.18 m <sup>2</sup>	

※最低売却価格は、物件の価格（非課税）から解体撤去となる建物等の解体撤去相当費（撤去費用は課税対象）を控除した額で想定しています。

###### （2）解体撤去となる建物及び構造物（当該建物は売却物件ではありません）

所在地	構造等	数量	最低売却価格 (消費税等を含む)
広川町大字長延字地蔵ノ元 1033 番 2	木造鋼板葺平屋建	1 棟 (57.55 m <sup>2</sup> )	—
広川町大字長延字地蔵ノ元 1022 番 4	ホース乾燥塔	1 式	—

##### 2. 入札参加資格

一般競争入札に参加できる者は、個人又は法人（公共的団体を含む）とする。ただし、次に掲げる者は、入札に参加することができない。また、代理人としても参加することができない。

###### （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者

- (2) 成年被後見人及び被保佐人
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の営業に供しようとする者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに該当する者又は法人の役員等が法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員である者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 項による観察処分を受ける団体及びその関係者
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更正手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがされている者
- (7) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項に該当する者で、その事実があった日から 2 年間が経過していない者
- (8) 市町村税等の滞納者
- (9) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する本町職員
- (10) 公序良俗に反する目的に使用しようとする者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めた者

### 3. 入札参加申請及び参加資格確認書類の提出等

入札の参加希望者は、以下（4）の書類を提出しなければならない。なお、期間内に提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することはできない。

- (1) 提出期間 公示日から令和 8 年 2 月 5 日（木）12 時まで（必着）
- (2) 提出場所 広川町役場 税務会計課 会計係
- (3) 提出方法 持参または郵送（書留等）による。  
郵送した場合は、その旨「10. 問い合わせ先（1）」へ連絡すること。
- (4) 提出書類は次のとおりとし、様式は福岡県広川町公式ホームページより取得すること。
  - ア 入札参加申請書（様式第 3 号）
  - イ 個人の場合は身分証明書（本籍地の市町村役場で発行）及び住民票、法人の場合は登記事項証明書（現在事項全部証明書）（いずれも発行後 3 箇月以内のものに限る）
  - ウ 市町村税等の納税証明書等（未納の無いことの証明で可）
  - エ 印鑑登録証明書
  - オ 上記ア～エの書類のほか、必要な書類を求めることがある。
- (5) 参加資格審査の結果通知日 令和 8 年 2 月 9 日（月）

提出書類に基づき契約事務等審査委員会による審査後、「参加資格審査結果通知書」をメール及び文書により送付する。

#### 4. 質問および現地説明についてについて

- (1) 質問期間 公告日から令和8年2月2日（月）12時まで
- (2) 質問方法 指定の質問書（様式第1号）を用い、下記メールアドレスまで送付すること。企画課 安心安全係：[anzen@town.hirokawa.lg.jp](mailto:anzen@town.hirokawa.lg.jp)
- (3) 質問回答 令和8年2月4日（水）までに質問者へメール等により回答する。すべての質問内容は、広川町公式ホームページに公表する。
- (4) 現地説明は実施しないため、入札の参加を希望する者は、図面等で位置を確認し各自現地確認を行うこと。

#### 5. 入札

入札参加者は、広川町長より参加資格があることが確認された旨の通知を受けた者であり、別に定める広川町競争入札心得書（共通）、広川郵便入札実施要領及び郵便入札説明書（以下「心得書等」という。）を遵守し、下記のとおり入札書を提出すること。

- (1) 入札書の提出期間 令和8年2月13日（金）～令和8年2月24日（火）
- (2) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留
- (3) 入札書の提出先 広川町役場 税務会計課 会計係
- (4) 入札書の日付は、開札日を記入すること。
- (5) 入札を辞退する場合は、令和8年2月24日（火）12時までに入札参加辞退届を税務会計課 会計係へ提出すること。
- (6) 開札日時及び場所 令和8年2月25日（水） 9時00分（予定）  
広川町役場 3階 301会議室

#### 6. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

免除

- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として要する。ただし、財務規則第122条第1項の第9号に該当する場合は免除する。

#### 7. 開札の立会い

開札の立会いを希望する場合は、令和8年2月23日（月）12時までに「10. 問い合わせ先（1）」に連絡をすること。なお、開札立ち会い希望者がいない場合には、当該入札事務に関係の無い職員を2名立ち会わせる。

## 8. 落札の決定

有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高の価格で入札した者を落札者とする。ただし、当該最高の価格をもって入札した者が2人以上あるときには、くじ引により決定する。

## 9. その他

- (1) 物件の引渡しは現状有姿のままで行うため、必ず事前に現地の状況等を確認し、都市計画法・建築基準法等、法令に基づく制限等も調査確認を行うこと。物件調書等の資料と現況が相違する場合、現況優先とする。
- (2) 落札者は、売買契約締結後、物件に隠れた瑕疵（かし）があることを発見しても、売払代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。
- (3) 物件の土地利用に関し、隣接地権者及び周辺住民等との協議については、町は対応しない。
- (4) 物件の利用にあっては、地元自治会等周辺住民への積極的な情報提供に努めるとともに、周辺住民には誠意をもって対応すること。
- (5) 物件内にある既存の広川町消防団第3分団詰所及びホース乾燥塔については、解体を条件とする。解体は令和8年5月29日（金）までに完了すること。
- (6) 南側の土地との境界を示す境界杭等の表示については、現状を維持するか代替の表示を設置することとし、代替の表示とする場合は事前に承認を得ること。
- (7) 提出書類のうち押印が必要なものについては、契約時に使用する印鑑を使用すること。
- (8) 当該契約の確定は、契約書に双方がともに押印したときとする。
- (9) 本契約及び遂行にあたっては、財務規則により、本町と十分に協議し、スケジュール、その他必要事項を決定すること。
- (10) 契約締結の日から5年間は、売買、交換等による所有権移転又は使用及び収益を目的とする権利の移転、権利の設定をしてはならない。  
また今後、暴力団関係施設その他周辺住民に不安及び不快感等生活環境に著しく影響を与える施設の用に供しないこと。
- (11) 所有権移転登記の手続は本町で行うが、登録免許税等諸費用は落札者の負担となる。

## 10. 問い合わせ先（当該事業に関する事務を担当する部局の名称）

〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代1804番地1 広川町役場 FAX: 0943-32-5164

### (1) 入札手続等の問い合わせ先

税務会計課会計係 TEL: 0943-32-1951 内線331 E-mail: anzen@town.hirokawa.lg.jp

### (2) 物件等の問い合わせ先

企画課安全安心係 TEL: 0943-32-1196 内線331 E-mail: anzen@town.hirokawa.lg.jp